

壱岐警察署協議会第2回会議議事概要

日 時	令和5年4月24日(月) 14時00分～16時00分
場 所	壱岐警察署講堂
出席者	<p>1 協議会 岡田会長 山口委員 日高委員 豊永委員 岩本委員</p> <p>2 警察署 藤永署長 永淵副署長 吉永刑事生活安全課長 高田地域交通課長</p> <p>3 書記 警務係長</p>
会議の状況	<p>1 前回会議での協議会の意見に対する推進状況について 署長から、前回協議会における提出意見である「交通事情に応じた交通事故防止対策の推進」に対する推進状況について、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 自転車利用者に対する交通事故防止対策の推進 壱岐市観光連盟に対し、「新自転車安全利用五則」を講習し、自転車利用者への広報を実施した。</p> <p>(2) 企業に対する安全講話の実施 島内企業に交通安全講話を実施し、交通安全意識の向上を図った。</p> <p>(3) スポーツ行事に関する交通安全対策の実施 マラソン大会等の開催に際し、交通の円滑の維持及び交通事故防止のため、交通規制や主催者への注意事項の指導等必要な交通対策を実施した。</p> <p>(4) 飲酒運転の根絶に関する広報活動の実施 ケーブルテレビを通じて飲酒運転の危険性や周囲に及ぼす影響等について広報を実施した。</p> <p>2 令和5年1月から3月までの業務重点推進結果について 署長から、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 銃砲刀剣類・火薬類等の検査等の推進 ア 銃砲刀剣類等の適正な検査等の推進 壱岐市内居住の銃砲所持者に対する一斉検査を実施 イ 火薬類等の検査の推進 壱岐市内に所在する火薬類販売所や保管庫に対する立入検査を実施</p> <p>(2) 交通安全対策の推進 ア 安全横断「手のひら運動」の推進 (ア) 小学校通学路での街頭監視を行い、子供たちに手のひらを運転者に示して横断意思を伝えるよう指導 (イ) ケーブルテレビやSNSで「手のひら運動」について広報を実施 イ 交通指導取締りの推進</p>

	<p>(ア) 主要道路での交通指導取締り、夜間検問の実施 (イ) 夜間、繁華街でレッド走行の実施</p> <p>(3) 110番通報の適切な利用促進 ア 「110番の日」広報キャンペーンの実施 イ ミニ広報紙等による広報の実施 ウ 各種会合を利用した広報活動の実施</p> <p>3 令和5年4月から6月までの業務重点推進計画について 署長から、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進 ア 少年の非行防止対策の推進 イ 各種犯罪被害防止対策の推進 ウ 各種被害防止広報の実施</p> <p>(2) 交通安全対策の推進 ア 新入学期における子供の交通事故防止対策の推進 イ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用の努力義務の周知 ウ 関係機関と連携した「春の全国交通安全運動」の実施</p> <p>(3) 災害対策の推進 ア 災害危険予想箇所の現場確認 イ 警察署代替施設への機能移転訓練の実施 ウ 関係会議への参加、各種訓練、広報活動の実施</p> <p>4 諮問テーマに対する答申について 署長から、協議会に対して諮問があり、協議会から次のとおり答申があった。</p> <p>(1) 諮問テーマ 警察から発信してほしい情報内容について</p> <p>(2) 協議会からの答申 岡田会長から協議会委員に対し、次のとおり署長への答申内容について確認があり、全会一致で了承された。 ○ 島内で発生した身近な被害、交通安全に関する情報</p>
提出意見	<p>○ 各種会合を通じた積極的な広報活動について 新型コロナウイルス感染拡大も落ち着きを見せ、各種会合が開催されていることから、会合等を通じて積極的に各種広報活動をしてもらいたい。</p>